

要配慮者への心配り～避難行動要支援者への支援

災害時に大きな被害を受けやすいのは、高齢者や障がいのある人など、**避難をするのに支援を要する人**です。また、避難所でもさまざまな配慮が必要な人がいます。

要配慮者

妊産婦、乳幼児
日本語が分からない外国人など



避難行動要支援者

移動が困難
薬や医療装置が常に必要
日常生活で介助が必要
情報入手や発信が困難
精神的に著しく不安定な状態をきたす
急激な状況の変化に対応が困難

災害発生時には避難行動要支援者を安全な場所に誘導したり、避難場所での生活を支援することが必要です。

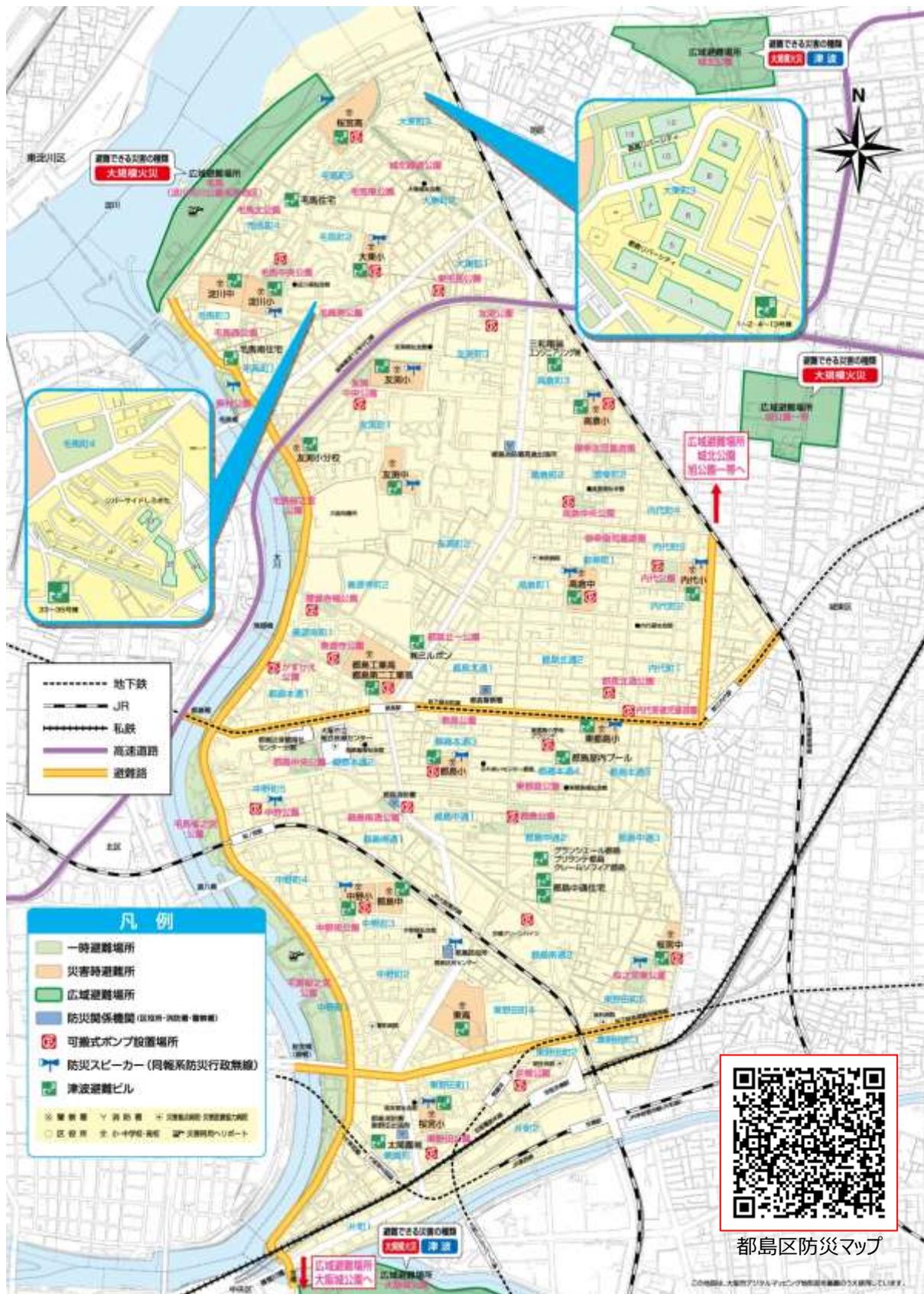
避難行動要支援者の支援者として、家族、隣近所の人、地域の人、民生委員、ボランティアなどまわりの人が、災害時に迅速かつ的確な対応を図るため、ふだんから支援体制の確保等について取り組むことが必要です。

- (1) 避難行動要支援者の避難支援計画の具体化
- (2) 避難所における支援
- (3) 避難行動要支援者情報の更新
- (4) 関係機関等との連携



避難行動要支援者の
避難支援計画

都島区防災マップ



非常時などの連絡先

区役所	06-6882-9986	電話の故障	113
火事・救急 (消防署)	119	災害伝言用 ダイヤル	171
事件・事故 (警察署)	110		
ガス漏れ (大阪ガス)	0120-0-19424	かかりつけの病院	
電気 (関西電力)	0800-777-3081		
断水 (水道局)	06-6458-1132		
ごみ (環境局)	06-6351-4000		
道路 (建設局)	06-6969-2656		
下水道 (建設局)	06-6969-5843		
公園 (建設局)	06-6912-0650		